

霧島市立医師会医療センター建設工事に係る 施工予定者選定公募型プロポーザル実施要項

I. 一般事項

1. 目的

霧島市立医師会医療センターは、始良・伊佐保健医療圏の高度専門医療を担う公的病院として、安心安全な地域医療体制の充実に貢献してきた。しかしながら、施設の老朽化・狭隘化が進んだことにより、多様化する医療ニーズに十分に対応することが難しくなってきたため、平成30年3月に基本構想を、平成31年3月に基本計画を策定し、新病院の果たすべき役割や建設地、施設整備の基本的な仕様等を決定した。これらを踏まえて、令和元年10月に設計業者を選定し、建設計画の基本となる建築概要、配置計画、平面計画などを主な内容とする基本設計を令和3年3月にまとめたところである。

今後は、基本設計において取りまとめた事業スケジュールを遅延させることなく、かつ、事業費内での本病院の建設を確実なものとするを目的に、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「施工予定者技術協力方式」を採用し、技術協力業務受託者を公募型プロポーザルにて選定するため、霧島市立医師会医療センター建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2. 用語等の定義

(1) 施工予定者

施工予定者とは、発注者と技術協力業務を締結した者を指し、前記「I. 1. 目的」を果たすために実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）並びに施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、霧島市立医師会医療センター建設工事（以下「本工事」という。）の見積合せを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) 選定委員会

選定委員会とは、プロポーザル選定委員会をいう。本プロポーザルにおいて、最優秀提案事業者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する。

(3) CMr

CMrとは、コンストラクションマネージャーであり、実施設計段階において、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、関係打合せに参画する。

(4) 3者協議会

3者協議会とは、霧島市立医師会医療センター建設工事技術協力協議会を指し、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

3. 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

霧島市長 中重真一

(2) 選考方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案及びVE提案（以下「技術提案等」という。）を求め、VE提案採用後概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定委員会

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「最優秀提案事業者」として選定する。選定にあたっては、選定委員会にて審査を行う。なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

【外部有識者】		
氏名	役職名	備考
塩屋 晋一	鹿児島大学 工学部 建築学科 教授	
堀口 譲司	第一工科大学 工学部 建築デザイン学科 教授	
【霧島市】		
氏名	役職名	備考
山口 剛	副市長	委員長
内 達朗	副市長	副委員長
林 康治	保健福祉部長	
猿渡 千弘	建設部長	
【始良地区医師会】		
氏名	役職名	備考
佐藤 昭人	始良地区医師会 会長	
【霧島市立医師会医療センター】		
氏名	役職名	備考
河野 嘉文	霧島市立医師会医療センター 病院長	
三島 真美	霧島市立医師会医療センター 看護部長	

(4) 審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに霧島市ホームページに公表する。

なお、評価点の最も高い者（最優秀提案事業者）と次点者については、名称及び評価点を公表する。

4. 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案事業者と「基本協定書（別紙1）」、最優秀提案事業者及び設計者と「パートナーシップ協定書（別紙2）」を取り交わし、協議が整った後、「霧島市立医師会医療センター建設工事実施設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。

- (2) 技術協力業務委託契約締結後の最優秀提案事業者は「施工予定者」となる。
- (3) 発注者及び設計者並びに施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等の採否を検討し実施設計に反映させていくため、3者協議会を組織する。
- (4) 発注者は、実施設計業務完了後に本要項に規定する施工予定者と見積合せを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「I.10.参加資格要件」の(1)から(7)及び(10)～(13)のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第44号）に基づく参加資格指名停止を受け、発注者が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。
- (7) 発注者は、最優秀提案事業者と交渉等により基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、工事請負契約を締結できない場合は、最優秀提案事業者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな最優秀提案事業者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結等の交渉を行う。なお、最優秀提案事業者及び新たな最優秀提案事業者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (8) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のVE提案において、ECI事業者の所有する特許技術を使用した技術提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、再委託契約を結び、「その他の設計者」として技術提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特殊工法採用に起因する場合、その責任は提案を行った施工予定者が負担する。

5. 工事の概要

(1) 工事の規模・内容

- ① 主要用途 病院 254床（内一般病床250床、感染症病床4床）
- ② 工事種別 新築工事
- ③ 構造 新病院棟 鉄骨造 地上6階建て
附属建屋 鉄骨造、RC造
- ④ 規模 建築面積 新病院棟 6,532.58㎡ その他附属棟 528.98㎡
延べ面積 新病院棟 23,192.20㎡ その他附属棟 420.02㎡

- ⑤ 工事範囲 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、外構工事、インフラ盛替工事
- ⑥ 工期 工事請負契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで
- (2) 敷地の概要
 - ① 工事場所 霧島市隼人町松永 3320 番地
 - ② 敷地面積 44,189.97 m²
 - ③ 敷地要件 用途地域 指定なし
- (3) 参考価格
12,769,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

6. 設計業務等の関係者

- (1) 設計者： 株式会社久米設計 九州支社
- (2) CMr： 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
- (3) 医療コンサルタント：株式会社システム環境研究所 福岡事務所

7. 事務局

霧島市建設部建築住宅課 建築第1グループ
 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号
 TEL 0995-45-5111 (内線 2831) FAX 0995-46-0566
 E-mail kentikujuutaku@city-kirishima.jp

8. 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、3者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

- (1) 業務名称
霧島市立医師会医療センター建設工事实施設計技術協力業務委託
- (2) 業務委託料
5,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (3) 履行期間
技術協力業務委託契約締結日の翌日から工事請負契約日の前日まで
- (4) 業務内容
 - ① 設計全般に対する技術検証
 - ア E C I 技術提案項目についての検証 (必要と判断された項目)
 - イ B I M 活用によるデジタルモックアップの作成 (内外観 3D 検証、ピット、天井内、外壁等の納まり検証)
 - ウ 設計意図を変えない V E 提案への協力 (資料作成、概算算出を含む)
 - エ 実施設計期間中の変更、追加要望に関するコスト検証
 - ② 施工実施方針及び施工計画の作成
 - ア 総合仮設計画の検討、提案

- イ 各工事ステップの仮設計書の検討、提案（仮設駐車場整備等を含む）
- ウ 工事工程の検討、提案及び工程表の作成
- ③ 既存手術棟の改修に関する技術検証
 - ア 既存手術棟の実施設計書の技術的確認及び検討、現地調査、改修ステップの作成
 - イ 既存手術棟のアスベスト、アスペルギルス調査及び対策の提案
- ④ コスト管理支援
- ⑤ 関係機関との協議資料作成支援
- ⑥ 3者協議会への出席
- (5) 業務の配置技術者

「I.10.参加資格要件」の(10)及び(13)に示す技術協力業務責任者および建築・構造・電気設備・機械設備・積算の各担当者
- (6) 業務の成果物

業務が完了したときは次の成果物を提出すること。

 - ① 業務報告書
 - ② 各種技術検証資料
 - ③ 技術提案書及びVE提案書
 - ④ 提案に関する成果物
 - ⑤ 全体工事費内訳明細書
 - ⑥ その他発注者が指示したもの

※成果物は、電子データとしても提出すること。

なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データ形式は、PDF形式、DWG形式、DXF形式の、3形式で提出とする。
- (7) 支払条件

検査完了後一括払い
- (8) その他

詳細な業務内容は、技術協力業務特記仕様書（別紙4）を参照すること。

9. 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
実施要項等公表から参加資格確認	公告及び実施要項等の資料をホームページに掲載 (別紙0による)	令和3年7月2日(金)
	参加申込に関する質問の提出期間 (電子メールで提出)	令和3年7月6日(木) 9時から 令和3年7月8日(木) 17時まで
	参加申込に関する質問回答 (ホームページに掲載)	令和3年7月14日(水)
	参加申込書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和3年7月15日(木) 9時まで 令和3年7月19日(月) 17時まで

	発注図等の貸与期間 (事務局にて貸与)	令和3年7月15日(木)9時から 令和3年10月1日(金)17時まで
	参加資格確認結果通知 (電子メールで通知)	令和3年7月26日(月)
技術提案書等審査	技術提案書等に関する質問の提出期限 (電子メールで提出)	令和3年8月10日(火)9時から 令和3年8月16日(月)17時まで
	技術提案書等に関する質問回答 (ホームページに掲載)	令和3年8月31日(火)
	技術提案書等の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和3年9月29日(水)9時から 令和3年10月1日(金)17時まで
	プレゼンテーション・ヒアリング	令和3年10月21日(木)
	V E提案書の採否通知 (電子メールで通知)	令和3年10月27日(水)
	V E提案採用後概算見積書等の提出期間 (電子メールで提出)	令和3年11月1日(月)9時から 令和3年11月2日(火)17時まで
	最終審査結果通知・公表 (郵送及びホームページで公表)	令和3年11月9日(火)
基本協定書 パートナーシップ協定書	締結 ※締結できない場合は下記(3)による	令和3年11月(予定)
技術協力業務 委託契約	締結 ※締結できない場合は下記(3)による	令和3年11月(予定)
工事請負契約	契約の締結 ※締結できない場合は下記(3)による	令和4年9月(予定)

- (2) 参加申込書、技術提案書等の提出物は、実施スケジュールに記載の日までの、9時から17時まで(12時から13時までを除く。)に事務局まで持参にて提出又は、実施スケジュールに記載の日までに、配達証明付き一般書留にて必着とすること。
- (3) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加申込等があった者に通知するとともに、霧島市ホームページに掲載する。

10. 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業および共同企業体いずれも可能とし、単体企業および共同企業体の場合においては代表構成員となる企業は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。ただし、下記(1)から(6)については共同企業体の全構成員が満たすこととする。参加資格確認結果通知により参加資格を有した者が、参加資格確認結果通知後から最終結果通知までの間に、(1)から(13)のいずれかの条件を満たさなくなった場合は本プロポーザルの参加資格を喪失する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条

第2項の規定に基づく霧島市の入札参加の制限を受けていないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされていないこと。（更生（再生）手続き開始決定後に市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。
- (4) 霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第44号）に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- (5) I.6に示す設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。
 - ① 発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が設計業務等の法人の役員を兼ねている者。
- (6) 霧島市における令和2・3年度の建築一式工事の入札参加資格を有すること。また、共同企業体における構成員については、霧島市入札参加資格（建築一式工事）格付区分A級を有すること。
- (7) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (8) 本プロポーザルの公告時点において経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,600点以上であること。
- (9) 元請負人として平成22年4月以降に完成した延べ面積15,000㎡以上、かつ、一般病床数200床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が15,000㎡以上、かつ、一般病床数200床以上の規模のものに限る。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする）
- (10) 次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 平成22年4月以降に完成した一般病床数100床以上の病院で、新築又は増築工事の基本設計又は実施設計業務において、管理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が一般病床数100床以上のものに限る。
 - ③ 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (11) 本工事を契約した場合、本工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。
 - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ③ 平成22年4月以降に完成した延べ面積10,000㎡以上、かつ、一般病床数100床以上の規模で、国内の病院の新築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。なお、増築の場合にあっては、増築部分が10,000㎡以上、かつ、一般病床数100床以上の規模のものに限る。
 - ④ 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

- (12) 次の項目を満たすプロジェクト責任者を技術協力業務期間から建設工事を含む全業務完了までの期間、配置可能なこと。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - ② 参加申込書提出時において、所属する建設業者との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (13) その他、配置技術者等の実績等は下記による。

		技術協力 各種会議体 の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	必要実績
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士	○	一般病床100床以上の設計実績
技術協力担当者	建築	○	○	一級建築士	×	—
	構造	○	×	構造一級建築士	×	—
	電気	○	×	設備一級建築士 または建築設備士	×	—
	機械	○	×	建築積算士	×	—
	積算	○	×	建築積算士	×	—
		工事期間 各種会議体 の出席	他業務の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
建設工事	現場 代理人	○	×	一級建築士 又は 一級建築施工管理技士	×	監理技術者との兼務可
	監理 技術者	○	×	一級建築士 かつ 監理技術者資格者証等 または 一級建築施工管理技士 かつ 監理技術者資格者証等	○	工事期間中は専任
		全期間 主要な会議体 の出席	本業務内の 兼務可否	保有資格	病院実績 要否	備考
プロジェクト責任者		○	○	一級建築士 又は 一級建築施工管理技士	/	—

- (14) 参加要件に係わる実績評価は、(別表1)に定める表のとおりとする。
- (15) 参加企業の形態による評価は、(別表2)に定める表のとおりとする。

11. 本プロポーザル参加の留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

Ⅱ. 参加申込

1. 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「Ⅰ. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」に該当する期限までに提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、技術提案等の審査に進むものを通知する。

(1) 提出書類

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

- ① 参加資格要件チェックリスト（様式1）
- ② 参加申込書（単体）（様式3） ※共同企業体で申込の場合は参加申込書（JV）（様式4-1）
- ③ 特定建設工事共同企業体委任状（様式4-2） ※共同企業体で申込の場合のみ
- ④ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式4-3） ※共同企業体で申込の場合のみ
- ⑤ 共同企業体協定書（様式4-4） ※共同企業体で申込の場合のみ
- ⑥ 施工実績確認書（様式5）及び添付資料
- ⑦ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）及び添付資料
- ⑧ 監理技術者の経歴等（様式6-2）及び添付資料
- ⑨ 配置技術者名簿（様式6-3）及び添付資料
- ⑩ 秘密保持に関する誓約書（様式7）
- ⑪ 現地視察希望書（様式8）

(2) 提出部数

各2部

(3) 提出書類の留意事項

- ① 参加資格要件チェックリスト（様式1）
様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。
- ② 参加申込書（様式3）又は（様式4-1）
 - ・単体で参加申込の場合は（様式3）を共同企業体で参加申込の場合は（様式4-1）を提出すること。
- ③ 特定建設工事共同企業体委任状（様式4-2）
- ④ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式4-3）
- ⑤ 共同企業体協定書（様式4-4）
 - ・構成員の出資比率を記載すること。代表構成員と構成員の出資比率は以下、表のとおりとする。

2者JVの場合	代表構成員	50%以上
	構成員1	30%以上
3者JVの場合	代表構成員	50%以上
	構成員1	合計で30%以上
	構成員2	

- ⑥ 施工実績確認書（様式5）
 - ・「Ⅰ. 10. 参加資格要件（9）」を満たす実績を記載する。
 - ・コリンズ（（一財）日本情報総合センターによる工事实績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加要件の実績を証明することがで

きない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認できる部分）及び、平面図、特記仕様書等の内容で参加要件の実績が確認できる図書を添付し、参加要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすいようにすること。

⑦ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）

- ・技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載する。
- ・「I.10.参加資格要件（10）」を満たす経歴等を記載すること。
- ・一級建築士を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑧ 監理技術者の経歴等（様式6-2）

- ・本工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。
- ・「I.10.参加資格要件（11）」を満たす経歴等を記載すること。
- ・記載した資格を証明する写し、雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写し及び実績の内容を証明する書類を添付する。なお実績の内容を証明する書面は、その形式は問わない。
- ・事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有する者とする。

⑨ 配置技術者名簿（様式6-3）

- ・各資格証の写しを添付すること。（⑦、⑧で添付した書類を除く）

⑩ 秘密保持に関する誓約書（様式7）

⑪ 現地視察希望届（様式8）

本プロポーザル公告後、建設予定地の現地視察は認めない。但し、本プロポーザルの参加資格を有し、現地視察を希望するものは、現地視察希望書（様式8）を提出し、事務局より通知のあった日時の範囲で許可する。視察できる場所は当該敷地内のみとし、病院等施設内の立ち入りは一切認めない。

ア、期間

令和3年7月27日（火）から同年8月6日（金）までの午前（9時から13時）又は午後（13時から17時）の間で4時間以内とする。（1回限りとする。）

イ、留意事項

- ・現地視察の際、病院関係者と接触しないこと。
- ・事務局の立会いは行わないものとする。

- (4) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- (5) 様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル（左綴じ）に綴ること。（A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。）また、各様式等の始めにはインデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。

2. 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに電子メールで申請者に通知する。

3. 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求められることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求められることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求められる最終日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

(3) その他

(1) による書面は、事務局まで持参とする。

Ⅲ. 発注図等資料の貸与

本プロポーザルの参加申込をした者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式7）と引き換えに、発注図等の資料をDVD-Rにて貸与する。

(1) 貸与日は「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。

(2) 貸与場所は「I. 7. 事務局」とする。

(3) 貸与したDVD-Rは、技術提案書等提出時に返却すること。

Ⅳ. 質問回答

参加申込に関する質問および技術提案書等に関する質問を下記要領にて実施する。

1. 提出期限

「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の各該当する期限までに電子メールにて事務局に送付すること。

2. 提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式2）、技術提案書等に関する質問は質問書（様式9）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製エクセル形式（以下、エクセル形式という。）で送信すること。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「【ECI】（会社名）霧島市立医師会医療センター建設工事公募型プロポーザル（参加申込質問書）」とし、技術提案書等に関する質問は「【ECI】（会社名）霧島市立医師会医療センター建設工事公募型プロポーザル（技術提案書等質問書）」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

3. 質問に対する回答

「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに、霧島市ホームページに掲載する。

4. その他

技術提案書等に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名がわかるものは記載しないこと。

参加申込に関する質問および技術提案書等に関する質問は、それぞれ参加者1者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。

V. 技術提案書等の提出

1. 技術提案等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

(1) 提出期間

「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。

(2) 提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

- ① 技術提案書（表紙）（様式10）
- ② 技術提案書
 - ア B) 実施設計段階の実施方針に関する提案①から③（様式 11-1 A3判：計1枚）
 - B) 実施設計段階の実施方針に関する提案④（様式 11-2 A3判：計1枚）
 - イ C) 施工段階の実施方針に関する提案 ①（様式 11-3 A3判：計2枚以内）
 - C) 施工段階の実施方針に関する提案 ②から⑤（様式 11-4 A3判：計1枚）
 - ウ D) 工期短縮の提案（様式 11-5 A3判：計1枚）
 - エ E) 霧島市内事業者の活用に関する提案（様式 11-6 A3判：計1枚）
 - オ VE提案
 - a. VE提案総括表（様式 12 A4判：計1枚）
 - b. VE提案書（様式 13 A4判：VE提案数の枚数）
- ③ VE提案採用前概算工事費見積内訳書（様式 14）
- ④ 上記②、③を指定した形式で記録したDVD-R（1枚）
- ⑤ IIIで貸与したDVD-R

2. 技術提案書等の作成

技術提案書についてはそれぞれ以下、アからエのテーマについて作成すること。

ア B) 実施設計段階の実施方針に関する提案

実施設計段階において実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを提案すること。

以下、①～④のテーマについて提案すること。

- ① ECI発注のメリットを活かせる体制について（霧島市、CMr、設計者、医療コンサルと円滑

にコミュニケーションを図る手法を含む)

- ② 技術協力業者として病院特有の設計品質を確保するための取組及び効率的な施工方法を提案する取組みについて
- ③ 実施設計のコスト増加を抑制できるコストコントロール方法について
- ④ 基本設計を改善できる提案について（提案項目は、2つ以上とすること）

イ C) 施工段階の実施方針に関する提案

施工段階において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを提案すること。

以下、①～⑤のテーマについて提案すること。

- ① 工事ステップ毎の病院運営に有効な仮設計画（工事中における病院用駐車台数確保及び有効な救急、患者、サービス動線を含む）や、既設病院に対するインフラのノンダウン化、騒音、振動、安全対策等への配慮について（別紙7及び発注図（工事手順図）を参照し提案すること）
- ② 工事中のコスト増加を抑制できるコストコントロール方法について
- ③ 施工を円滑に進めるために行う発注者、関係者及び市民へのコミュニケーション方法について
- ④ 品質を確保するための手法について（構造、防水等の品質及び病院特有の品質）
- ⑤ 竣工後の建物品質を維持するための提案について

ウ D) 工期短縮の提案

4週8休を原則とし品質を確保した上で工期短縮を図れる方法について実施、実現できる効果的で具体的な取組みと、その短縮工期の工程表を作成し提案すること。（取組みは複数でも可。）
なお、工期を短縮した場合でも、VE提案採用後概算工事費見積書からの増減はないものとする。
また工程表は、（別紙6）建設工事マスタースケジュールの当該部分と比較し、ポイントについて分かりやすく説明すること。

エ E) 霧島市内事業者の活用に関する提案

霧島市内事業者の活用について、実施、実現できる効果的で具体的な取組みとして、以下、①～③のテーマについて提案すること。

- ① 1次～3次下請工事の発注など、市内建設業者を積極的に活用する手法について
 - ② 市内企業からの建材資材、日用品等の調達について
 - ③ 霧島市内事業者の活用を履行確認するための有効なモニタリング手法について
※市内建設業者とは、霧島市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。
※市内企業とは、霧島市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。
- ①、②の地元貢献の提案について、具体的な経済効果額（消費税込）をそれぞれ集計して、分かり易く記述すること。（VE提案採用後の経済効果額とすること。）
※①の算出についての条件は以下のとおりとする。
- ・市内建設業者とJVでの参加による出資額は算入できない。
 - ・市内建設業者のうち、本店との契約分は全て算入して良いが、支店及び営業所との契約分の算入は、合計15億円を限度額とする。（計算例は別表2参照）

オ VE提案

A、VE提案総括表（様式12）

提出されたすべてのVE提案の総括表として様式12を提出すること。

「V. 1. (2)、④」に記録するデータはエクセル形式とすること。

B、VE 提案書（様式 13）

あ) VE 提案ごとに A 4、1 枚にまとめ提出すること。

い) 次に掲げる事項を各 VE 提案書に記載すること。

- ・設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案目的
- ・VE 提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減金額（諸経費含む）、ランニングコスト縮減額（30 年相当概算金額、根拠資料含む）
- ・発注者が別途発注する関連工事との関係
- ・工業的所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ・同時成立しない減額提案番号
- ・その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策

c、諸経費は VE 提案ごとに計上すること。

3. 技術提案書作成（ア・イ・ウ・エ）の留意事項

- (1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) 技術提案書に記載の文字の大きさは 10 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (5) 「V. 1. (2)、④」に記録するデータはエクセル形式及び PDF 形式とすること。

4. VE 提案書作成（オ）の条件

- (1) VE 提案の内容は以下、①～⑤のとおりとする。
 - ① 予定される効果額は直接工事費が 500 万円以上の項目とし、最大 30 件以内とすること。
 - ② 構造、工法、施工方法に関する提案を広く求める。
 - ③ 医療機能に直接関連する提案は認めない。
 - ④ 予定される効果額を示すこと。
 - ⑤ VE 提案において、採否が段階的に判断される提案は、1 つの VE 提案としてまとめ、VE 提案一覧表に記載するコスト縮減効果額は最大額を記入すること。また、VE 提案書の具体的な考え方の欄に、採用段階毎のコスト縮減効果額を記載すること。
- (2) VE 提案の範囲
次に該当するものは VE 提案の対象とすることができない。ただし、該当する場合であってもライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大き

な効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。また病院関係者と協議して決定した事項などについては、採用しない場合がある。

- ① 発注図等に示す機能・性能・品質が低下するもの
- ② 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの
- ③ 構造性能の低下を伴うもの
- ④ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- ⑤ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
- ⑥ 工事中の騒音・振動が増加するもの
- ⑦ 環境負荷が増大するもの
- ⑧ 防災性・安全性が低下するもの
- ⑨ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
- ⑩ 医療機能に直接関連すると予想されるもの
- ⑪ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- ⑫ 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や事業全体のコストが低減にならないもの
- ⑬ 法令等に抵触する恐れのあるもの
- ⑭ その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

(3) VE提案の具体的な考え方

- ① 配置計画に関わるもの
 - ・地上へリポートの配置は原則として変更できない。
 - ・土地利用、建物配置計画は原則として変更できない。
 - ・駐車台数は発注図等に示す台数以上とする。
- ② 面積・高さに関わるもの
 - ・延床面積は発注図等に示す数値を基準としてマイナスは不可とする。
 - ・主要諸室の天井高は諸室リストに示す数値以上とする。
- ③ 平面計画に関わるもの
 - ・主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は変更できない。
 - ・柱の形状や寸法の変更に伴う微修正は可能とする。
 - ・病室は発注図等に示されたとおり全室トイレ付の個室とし、変更は不可とする。
- ④ 構造計画に関わるもの
 - ・耐震構造とすること。
 - ・発注図等に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
 - ・設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件は変更できない。
- ⑤ 設備計画に関わるもの
 - ・発注図等に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。

5. VE提案書作成（オ）の留意事項

- (1) VE提案総括表及びVE提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) VE提案は、VE提案1つに対して1枚記述するものとし、合計枚数に応じた通し番号を右肩

の欄に記入すること。

- (3) VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式13の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (4) VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業的所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。
- (5) 施工予定者は技術提案書等のヒアリング、審査等を通じて採用されたVE提案について、当該VE提案を全てVE提案採用後概算工事費見積書に反映させることとし、技術協力業務の期間中、当該VE提案採用金額の変更は行わない。ただし、施工予定者の責によらず上記のVE提案が実施設計に反映できない場合においては、その限りではない。
- (6) 「V. 1. (2)、④」に記録するデータはエクセル形式及びPDF形式とすること。

6. VE提案採用前概算工事費見積内訳書作成の留意事項

- (1) 様式は5つのシートに分かれているので、全て入力すること。
- (2) 交付した様式のフォーマットは変更しないこと。該当する項目がない場合は、適宜、類似の項目に算入するものとし、備考欄に説明を加えること。ただし、概算主要数量一覧表（電気設備）及び概算主要数量一覧表（機械設備）については記載している材料を拾うものとし、仕様ごとに適宜名称の変更や行を増やすことは差し支えない。
- (3) 概算主要数量一覧表（建築）の数量の算出が出来ない項目は、行は削除しないで、算出不可等の記載をすること。
- (4) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。
- (5) 「V. 1. (2)、④」に記録するデータはエクセル形式とすること。

7. 作成要領

(1) 提出部数

以下、①、②の部数を提出すること。

①各1部

各書類は、「V. 1. (2)」の①から③を順番に左上をダブルクリップ1か所留めとし、折らずに提出すること。各データは指定された形式でDVD-R等（1枚）に記録し提出すること。

②15部

「V. 1. (2)」の②を順番に左上をダブルクリップ1か所留めとし、折らずに提出すること。

8. その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。

- (4) 施工予定者に選定されなかった者の技術提案書等に記載された提案（独自提案に限る）については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- (5) 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案者をその他設計者とする。提案者が確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (6) 注意事項
 - ① 技術提案及びVE提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現は避けること。
 - ② 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。

VI. プレゼンテーション・ヒアリング

- (1) 実施日
「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載の日程で実施する。
- (2) 本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員によるヒアリングを受ける。
- (3) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。
- (4) 実施方法は、選定委員によるヒアリング形式（非公開）とする。

VII. 技術提案 B)、C)、D)、E) の審査及び評価方法

- (1) 技術提案の審査は、選定委員会が行う。
 - ① 技術提案 B)、C)、E) の評価方法
提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリングで確認したのち、以下に定める評価ポイントを基準として++（プラスプラス）、+（プラス）、普通、－（マイナス）評価を行い、別表2に定める配点を与える。

技術提案 B) ④の評価方法

評価	評価ポイント
++（プラスプラス）	4項目以上の有効性が高い提案があるもの
+（プラス）	3項目以上の有効性が高い提案があるもの
普通	2項目以上の有効性が高い提案があるもの
－（マイナス）	評価事項で求めた内容に対し欠落や不明点があり、普通と判断できない。

技術提案 B) ④以外の評価方法

評価	評価ポイント
+（プラス）	普通の評価者に比べ、その提案の有効性が特に高いこと。
普通	評価事項で求めた内容に対し欠落や不明点がなく、特に問題がない。
－（マイナス）	評価事項で求めた内容に対し欠落や不明点があり、普通と判断できない。

② 技術提案 D) の技術提案の評価方法

提出された工程短縮の提案の審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリングで確認したのち、工期短縮の手法として実現性があり有効であると判断した場合、短縮工期を合算した期間ごとに、別表2に定める配点を与える。

③ 技術提案 E) の霧島市内事業者の活用における経済効果額の評価方法

提出された霧島市内事業者の活用における経済効果額の提案を、プレゼンテーション・ヒアリングで確認したのち、提案された経済効果額を達成する手法として実現性があり有効であると判断した場合、別表2に定める配点を与える。また、経済効果額の算入可能な範囲は別表3定める表の通りとする。

- (2) 選定委員ごとに与えられた加算点は、出席した選定委員全員の平均値とし、小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求めることとする。
- (3) VE提案との重複提案は認めない。

Ⅶ. VE提案の審査及び採否通知

- (1) VE提案の審査は、選定委員会が行う。
- (2) VE提案は、施工の確実性、安全性、経済性（工事費等削減効果）等の総合的な視点で、採用可能（○）、不採用（×）を判定する。
- (3) VE提案採否の通知は、ヒアリングの後、参加者それぞれに電子メールにて通知する。
- (4) 上記（2）において採用を決定したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。
- (5) VE提案採否の通知日は、「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」のとおりとする。

Ⅷ. VE提案採用後概算工事費見積書及びVE提案採用後概算工事費見積内訳書の提出

1. 提出期間、提出書類、提出部数

- (1) 提出期間
「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。
- (2) 提出書類
 - ① VE提案採用後概算工事費見積書（様式15）
 - ② VE提案採用後概算工事費見積内訳書（様式16）
エクセル形式のデータも合わせて提出すること。
- (3) 提出部数
各1部

2. VE提案採用後概算工事費見積書作成の留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

3. VE提案採用後概算工事費見積内訳書の作成の留意事項

- (1) VE採用後の数量、金額等とし、修正したものとする。
- (2) V. 6. (1) から (4) のとおりとする。

IX. G) 価格の評価方法

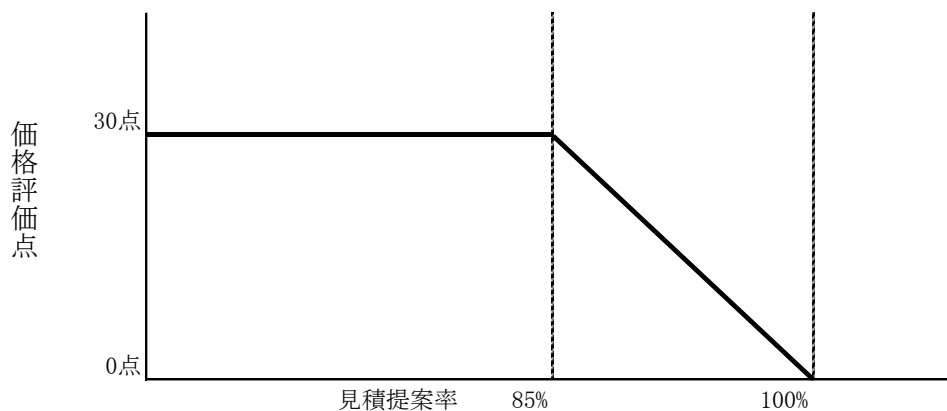
(1) 価格の評価は参考見積提案率 (%) にて行う。

$$\text{参考見積提案率 (\%)} = (\text{VE 提案採用後概算工事費} / \text{参考価格}) \times 100$$

$$\text{VE 提案採用後概算工事費} = \text{VE 提案採用前概算工事費} - \text{VE 提案採用金額}$$

価 格 評 価	・ 参考見積提案率が 85% 以下の場合は 30 点とする。
	【85% < 参考見積提案率 ≤ 100%】における評価点
	・ 【85% : 30 点】と【100% : 0 点】を通る直線式により算出される以下の y の値を価格評価点とする。
	・ 価格評価点算定式 $y = b \times (1 - x/a)$
	x: (参考見積提案率 - 85%)
	y: 価格評価点 a=15% b=30 点
・ 参考価格を超えた場合は無効とする。	

価格評価点のイメージは以下のとおりとする。



【例】 参考見積提案率が 95.0% だった場合

$$x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\% \quad a = 15\% \quad b = 30 \text{ 点}$$

$$y = 30 \times (1 - 10.0 / 15.0) = 10 = 10 \text{ 点}$$

X. 最優秀提案事業者の決定

- (1) 評価項目の A から G の加算点の合計点数が最も高い者を最優秀提案事業者とする。なお、加算点の合計点数の最も高い者が 2 者以上ある場合、このうち VE 提案採用後概算工事費が最も低い者を最優秀提案事業者とする。また、VE 提案採用後概算工事費も同額であった場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。
- (2) 最終審査結果の通知は、「I. 9. 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、霧島市ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

XI. 基本協定書の締結

1. 最優秀提案事業者は発注者が指定する期日までにV E提案採用後概算工事費見積内訳明細書を提出する。
2. 基本協定書の締結にあたり、発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、以下の内容確認を行う。
 - (1) 最優秀提案事業者より提出されたV E提案採用後概算工事費見積内訳明細書及び採用されたV E提案内訳明細書（以下「明細書等」という。）の算出根拠及び考え方並びに妥当性の確認。
 - (2) 明細書等に基づく、実施設計着手段階でのグレードの確認。
 - (3) 技術協力業務期間における明細書等とのコストの乖離を防止するための、グレードの確認・フィードバック方法
 - (4) 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。
 - (5) 明細書等作成にあたっては、以下に留意すること。
 - ① 内訳明細書の書式については、最優秀提案事業者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、エクセル形式のデータ及びPDFデータも合わせて提出すること。
 - ② 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
 - ③ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に反映させる。
 - ④ 共通仮設工事・直接仮設工事については一式計上をしないこと。
 - ⑤ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は認めない。
 - ⑥ 技術提案内容については、全て見積に反映させること。
 - ⑦ 本プロポーザル用設計図書に含まれている内容を承知したうえで、本プロポーザル用設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映すること。
3. 上記(2)の確認において、明細書等と想定されるグレードに相違がある場合は、発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者にて協議し、必要に応じてグレード又は明細書等の修正を行う。なお、上記(5)⑥及び⑦の記載事項については修正の対象としない。
4. 発注者及び設計者並びに最優秀提案事業者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、V E提案採用後概算工事費及び参考価格以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。
5. 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による参考価格の変更については、別途協議するものとする。
6. 発注者は、上記1から5における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案事業者との調整を、CMr とともに行うこととする。

XII. その他

1. 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) VE提案採用後概算工事費見積額が参考価格を超えた提案の場合。
- (4) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。

例

直接	本件の話題をするために直接会う。
	偶然会った際に本件の話題をする。
	本件に関して直接連絡をする。
	別件での連絡で本件の話題をする。
間接	本件に関して知人を介して連絡をする。
	本件の話題を名刺等に記入して、名刺置きに入れる。

※本件とは「霧島市立医師会医療センター建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル」をいう。

※連絡とは、電子メール、電話、手紙、SNSを含めあらゆる連絡手段をいう。

- (5) その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2. 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

3. 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」(様式17)を提出すること。

4. 公表、非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表及び非公表の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 事後公表の範囲
 - ① 最優秀提案事業者および次点者の名称
 - ② 最優秀提案事業者および次点者の得点およびVE提案採用後概算金額
 - ③ 審査結果の講評(技術協力業務委託契約締結後に予定)

5. 施工予定者(受注者)の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後、工事途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。なお受注者の責により、技術提案が履行されない場合又は履行を確認ができない場合は、違約金として不履行部分に応じた金額を協議により徴収する。

6. リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、霧島市建設工事請負契約約款（債務負担）（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、約款を上位とする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
共通	入札手続き等リスク	1	プロポ時に発注者が提示するプロポ用資料の誤り	○			
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
	制度関連リスク	法令関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会リスク	住民等の要望活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		環境の保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
		第三者賠償	10	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害（医療センターの帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。）	○		
			11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。）		○	
			12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	
	経済リスク	物価の変動	13	物価の変動	△	△	分担比率は協議による

	債務不履行リスク	本業務の中止、延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			15	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成員に関するリスク	16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク	17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による工事目的物への損害	○		損害額の算定は約款第20条3項による	
実施設計・施工段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
要求水準等未達		30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○		
施工による損害		31	施工により既設建物損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○		
	32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○			

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

(別表 1)

実績評価及び配点表

(別表 2)

評価項目及び配点表

(別表 3)

技術提案 E) の算入できる市内事業者の範囲